

公表対象随意契約一覧(R5.5月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
1	健康医療対策課	汎用人工呼吸器の賃貸借	令和5年5月1日	フクダライフテック中国株式会社 益田営業所 益田市あけぼの西町13-3	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	医療センターに入院中の患者が退院することに伴い、現在使用している機器を在宅生活で継続して使用するため。
2	学校教育課	令和5年度学級集団アセスメントQU業務【単価契約】	令和5年5月1日	(有)マキシシステムズ 浜田市田町113-4	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	集団アセスメントQUは、株式会社図書文化社の発行する心理検査で、鳥根県教育委員会が示す「いじめ対応支援事業補助金交付要綱」により指定されている。そして、株式会社図書文化社は、地区ごとに代理店を定め、その販売と供給を委託している。その浜田地区の代理店が有限会社マキシシステムズである。したがって、浜田市内において有限会社マキシシステムズ以外にこの業務を履行できるものは他にないため。
3	学校教育課	小学校における総合的な学習の時間推進事業及びクラブ活動	令和5年5月1日	浜田市小学校長会 浜田市黒川町3738番地4	1,732,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市内小学校の校長で組織された浜田市小学校長会を相手方とすることで、各小学校における教育研究及び教育活動の振興が図られ、浜田市における学校教育の発展が期待できるため、契約相手方として適切であるため。
4	学校教育課	中学校における総合的な学習の時間推進事業	令和5年5月1日	浜田市中学校長会 浜田市日脚町572番地	783,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市内中学校の校長で組織された浜田市中学校長会を相手方とすることで、各中学校における教育研究及び教育活動の振興が図られ、浜田市における学校教育の発展が期待できるため、契約相手方として適切であるため。
5	行財政改革推進課	浜田市道分山立体駐車場の精算機インボイス対応改修業務	令和5年5月2日	アマノ株式会社 広島支店 広島県広島市西区南観音町23番10号	1,080,354	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	駐車場のパーキングシステムはアマノ社製であり、他社ではインボイスに対応した精算機の改修が行うことができないため。
6	行財政改革推進課	浜田市栄町駐車場の精算機インボイス対応改修業務	令和5年5月2日	アマノ株式会社 広島支店 広島県広島市西区南観音町23番10号	552,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	駐車場のパーキングシステムはアマノ社製であり、他社ではインボイスに対応した精算機の改修が行うことができないため。
7	政策企画課	令和5年度浜田市高速情報通信基盤引込宅内工事に伴う工事対象者対応業務(浜田市金城町、旭町、及び弥栄町地内)	令和5年5月2日	石見ケーブルビジョン 浜田市竹迫町2886番地	2,640,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務場所である金城町、旭町及び弥栄町は、ケーブルテレビ局の公設民営エリアであり、石見ケーブルビジョン(株)が運営を行っている。したがって、対象者の個人情報、契約情報及び工事情報の管理については、石見ケーブルビジョン(株)が行わなければならない、今後の運営において停波等の支障が生じ、対象者が多大な不利益をこうむる恐れがあるため。
8	健康医療対策課	巡回総合ドック歯周疾患検診業務	令和5年5月2日	浜田江津歯科医師会 浜田市黒川町1229-3	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の履行にあたっては歯科医師免許を有していることが必要であり、浜田市内の歯科医師により構成されている浜田江津歯科医師会と契約することで関連事務の集約が行われ、効率的な履行が期待できることから、本業務の契約相手方として適切であるため。
9	健康医療対策課	巡回総合ドック歯周疾患検診業務	令和5年5月2日	インプラントクリニックひまわり歯科 浜田市国分町1981番地130	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の履行にあたっては歯科医師免許を有していることが必要である。インプラントクリニックひまわり歯科については、浜田江津歯科医師会に属していない歯科医院ではあるが、市内歯科医院のため、市民の利便性を考慮するため。
10	文化スポーツ課	指定樹木樹勢点検業務	令和5年5月2日	大森樹園 益田市中吉田町396-4	528,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業務は、国指定天然記念物三隅大平桜の保護に関わることであり、業務の施行にあたっては、樹木に対する専門性や特殊な技術・知見が必要であるとともに、指定文化財である対象樹木の観察経過を熟知していることが不可欠となるため。
11	金城支所産業建設課	新開団地公共施設及び遊休農地維持管理業務	令和5年5月2日	新開団地入植者管理組合 鳥根県浜田市金城町七条イ735番地	591,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該団地は、観光客等の一時的な滞在者を除き当該組合員以外の者が利用することはなく、また、当該組合は、当該団地に入植する農業者で構成されており、平成18年度から新開団地の施設の維持管理に継続して携わっている。施設に関する地形、農業用水施設の地下埋設の状況、施設地と隣接する民地との境界・進入路等についても熟知していることから、当該団地の維持管理業務を適切・円滑に実施することができると認められるため。
12	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センター 浜田市浅井町777番地12	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
13	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人岡本胃腸科内科 岡本胃腸科内科医院 浜田市長沢町550-21	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
14	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人社団 沖田内科医院 浜田市蛭子町20-1	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
15	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人 さかね内科 浜田市殿町76-6	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
16	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	中村医院 浜田市片庭町51-3	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
17	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人 中村胃腸科内科医院 浜田市笠柄町64	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
18	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	丸山内科クリニック 浜田市相生町3921	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
19	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人 都医院 浜田市治和町イ110-2	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
20	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人社団 彌重内科眼科 浜田市高田町17	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
21	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人社団 やすぎクリニック 浜田市下府町69-1	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
22	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人 慈誠会 山根病院 浜田市熱田町1517-1	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。
23	保険年金課	国民健康保険一日外来人間ドック検診業務委託	令和5年5月8日	医療法人社団 寺井医院 浜田市三隅町三隅382-1	複数単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人間ドックを実施するための機器、設備を有し検診を実施している市内医療機関でなければ、当該業務の円滑な実施を行うことが不可能なため。

公表対象随意契約一覧(R5.5月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
24	農林振興課	令和5年度豊かな森づくり推進事業（森林作業道坂本1号線開設）	令和5年5月9日	石炭森林組合 浜田市金城町下米原1561-7	2,530,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本作業道は、森林管理制度により伐採から植栽、保育の森林整備のため開設を行うものであるが、開設にあたり造林地の地形、隣接地との境界など造林地の特性を把握し造林地に合わせた適正な作業道開設に熟知していることから、本業務推進に相手方として妥当である。
25	水道管理課	令和5年度新地方公営企業会計アドバイザー業務	令和5年5月9日	株式会社ぎょうせい中国支社 広島県広島市中区三川町2-10	3,780,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	浜田市水道事業及び工業用水道事業における経理事務は、株式会社ぎょうせいの公営企業会計システムを運用している。同社と契約することにより、同社と提携する「有限責任監査法人トーマツ」の公認会計士による助言、指導を直接受けることができるため。
26	水道管理課	公営企業会計システム構築業務	令和5年5月9日	株式会社ぎょうせい中国支社 広島県広島市中区三川町2-10	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在、公共下水道事業が「株式会社ぎょうせい中国支社」の公営企業会計システムを先行して使用しており、同システムにおいて移行予定の事業を稼働させる必要がある。また、固定資産システムへ公共下水道事業、集落排水施設の一部についてデータ取込実績があり、データ移行作業から移行後の運用まで最も円滑に行うことができるため。
27	水道管理課	令和5年度下水道事業公営企業会計支援業務	令和5年5月9日	株式会社ぎょうせい中国支社 広島県広島市中区三川町2-10	990,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	公営企業会計移行準備開始時より株式会社ぎょうせい中国支社の支援を受けており、当市事業について熟知している。また、同社の企業会計システムを利用しており、会計処理全般についてシステム面での会計処理に対する支援を受けることができる。さらに企業会計について専門的知識とノウハウを有する有限責任監査法人トーマツと業務提携していることから支援業務に係る委託契約結ぶことで、有限責任監査法人トーマツの公認会計士から同事業の経営に対し、会計制度面での指導及び助言を直接受けることができるため。
28	水道管理課	令和5年度地方公営企業法適用に関するアドバイザー支援業務	令和5年5月9日	株式会社ぎょうせい中国支社 広島県広島市中区三川町2-10	7,603,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	既に地方公営企業会計に移行済みの公共下水道事業が株式会社ぎょうせい中国支社の支援を受けており、当市事業について熟知している。また、同社の企業会計システムを利用しており、支援業務に係る委託契約をすることで、有限責任監査法人トーマツの公認会計士から同事業の経営に対し、会計制度面での指導及び助言を直接受けることができるため。
29	文化スポーツ課	アクアみすみ ヒートポンプユニット 圧縮機・オイルポンプ分解整備業務	令和5年5月10日	株式会社 前川製作所 東京都江東区社丹3丁目14番15号	3,069,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	三隅中央公園 アクアみすみ内にある、ヒートポンプユニットについて、圧縮機・オイルポンプ分解整備業務を実施するが、当該機器は、株式会社 前川製作所が独自に開発・設計したものであり、既設機器の仕様及び構造、材質などの面において熟知している。そのため、株式会社 前川製作所以外の業者では、適切な部品供給が困難である。また、機器に関する作業においても、専門知識が必要で、現場の状況等に精通した特定業者以外では契約の内容を遂行することが困難であるため。
30	工務課	後野第4ポンプ場・三階第3ポンプ場業注機器 設備点検業務	令和5年5月11日	株式会社 ウォーターテック 広島営業所 広島県広島市東区二葉の里1丁目1番72号	748,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	本業務は、株式会社ウォーターテックの製品で、薬注ポンプの運転から次亜塩素の注入量制御までの一連の動作設定がなされているため株式会社ウォーターテックしか点検整備することができないため。
31	工務課	新戸川浄水場外No.1空気圧縮機点検整備業務	令和5年5月11日	株式会社 中国日立 島根支社 島根県松江市平成町182番地13	1,540,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	該当の空気圧縮機は中国日立の製品であり、島根県内で部品調達及び点検整備を実施できるサービス拠点を有するのは、製造納入元の中国日立島根支社のみであるため。
32	環境課	不燃ごみ処理場粗大ごみ処理施設点検業務	令和5年5月12日	イー・メンテ株式会社 広島県大竹市北栄4-21	1,012,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市不燃ごみ処理場粗大ごみ処理施設は、独自のノウハウで建設された特殊なプラントであり、当該施設を建設したプラントメーカーのメンテナンスを専門に行うイー・メンテ株式会社以外には、それを維持管理する技術・修繕力・メンテナンス性を保有する同業他社がないため。
33	政策企画課	浜田市マイナポイントオンライン相談窓口業務	令和5年5月15日	エスプールグローバル㈱ 東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル10F	1,457,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	マイナポイントの申請支援を行うにあたり、市役所窓口では対応できない時間帯や休日について、オンライン相談窓口による申請支援を行うことが住民サービスに効果的であり、当該企業は、市内企業ではないが、令和5年5月に浜田市に営業所を開設予定の誘致企業であること、本契約の契約期間は誘致後であること、業務内容のオンライン相談窓口を実施可能な事業者は市内に当該企業のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う
34	総務課デジタル推進室	情報系グループウェア等構築運用保守業務	令和5年5月16日	(株)エネルギー・コミュニケーションズ 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号 株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	38,596,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本件業務は既存システムを最新環境に更新するものであり、その業務遂行にはシステム関連の技術・知識のみならず自治体独自のセキュリティ施策である自治体三層分離ネットワークや、当市における仮想ネットワーク環境など特別な知見が必要であり、それらに対応可能なのは既存業者である(株)JEC Cのみであるため。
35	まちづくり社会教育課	長浜まちづくりセンターエレベーター修繕業務	令和5年5月16日	日本オーチス・エレベーター株式会社中国支店 広島市南区稲荷町4-1	890,560	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該機器に関する専門的な知識や施設の状況を熟知した上で、動作等の保証を含めた確実な施工が求められる特殊性から、当該機器を当初整備し、その後も継続して保守点検を行っている業者でしか施工ができないため。
36	教育総務課	原井小学校 保健室空調設備更新工事	令和5年5月18日	島根総合設備株式会社 島根県浜田市港町296番地1	2,728,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	令和5年5月11日（木）に事前点検を実施したところ、保健室の空調が作動しないことが判明した。これから夏を迎え、体調不良を訴える児童が休息するため不可欠である。生徒・児童の健康面を考慮するとともに学校運営に支障があるため、緊急的な更新工事を実施しなければならない。業者の選定方法については、地方自治法施工令第167条の2第1項5号に基づき選定を行うと、契約可能な相手方が一者となるため、浜田市契約規則第22条第1項第4号により島根総合設備株式会社の一者とする。
37	文化スポーツ課	浜田市美術展開催業務	令和5年5月18日	浜田市美術展実行委員会 委員長 平坂 常弘 浜田市殿町1番地	1,130,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市美術展開催事業は、創作作品を公募し、展覧会を実施することにより、広く市民の美術に対する理解と関心を深め、もって芸術文化活動の振興に資することを目的に開催するものであり、当該事業の円滑な運営のために「絵画」、「書」、「写真」及び「現代美術」の部門において豊富な知識と経験を有する者により構成された浜田市美術展実行委員会に事業を委託するものであり、当該団体以外の事業者が実施することが極めて困難であるため。
38	維持管理課	ふるさとかいき道整備事業路面性状調査業務	令和5年5月19日	株式会社パスコ 島根営業所 松江市北陵町34	880,000	地方自治法施工令第167条の2第1項第2号	本業務は、ふるさとかいき道整備事業において舗装工事を施工する路線の路面性状調査を行うものである。本業務は、11路線、総延長9.1kmにわたり舗装工事を計画的に進める上で、路面の状況を把握し各々の現場に適切な工法を検討するための調査業務である。当該路線の道路台帳はすべて株式会社パスコが手がけており、現地把握およびデータの所有していることから現地調査
39	消防総務課	消防団災害活動用自動車保険契約	令和5年5月19日	株式会社ライフクリエイト 益田店（いろは保険事務所益田店） 島根県益田市幸町3-2	722,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保険料は、代理店に関係なく市場価格が一定し競争に付する必要がないため。

公表対象随意契約一覧(R5.5月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約とした理由
40	行財政改革推進課	本庁舎1階川側出入口通路の手すり修繕	令和5年5月22日	株式会社伊原組 浜田市京町61	767,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	本庁舎1階川側出入口通路の手すりがぐらついており、転落の危険性があるため、緊急的に修繕をする必要がある。
41	工務課	宇野加圧ポンプ場ポンプ井水位計修繕(取替)	令和5年5月24日	小松電機産業株式会社 島根県松江市乃木福富町735-188	899,800	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	浜田市の水道監視は、全て小松電機産業株式会社製WEB水神システムで運用している情報伝送・監視システムを使用しており、宇野加圧ポンプ場のポンプ井の水位データを従来通りこのWEB水神システムに取り込み、閲覧可能にすることが管理上必須であり、本修繕を行うことができるのは小松電機産業株式会社だけであるため。
42	防災安全課	土地売買契約	令和5年5月24日	株式会社石見エネパワー 益田市遠田町1954	19,736,307	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市が施行する周布川左岸地区防災防犯拠点施設整備工事のために必要な土地について所有者株式会社石見エネパワーと土地売買契約を行うため。
43	維持管理課	市道浜田528号線監視カメラシステム更新工事	令和5年5月24日	セコム山陰株式会社 松江市北陵町34	2,530,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本工事は、浜田528号線の監視カメラ等の交換(※監視カメラシステム内の機器の更新)をおこなうものである。カメラの更新と同時に通信・通報システムの調整が必要となり、当該監視カメラのネットワークシステムを管理しているセコム山陰株式会社しか行えないため同社と随意契約する。
44	地域活動支援課	浜田市と島根県立大学との共同研究事業	令和5年5月25日	公立大学法人島根県立大学 浜田市野原町2433番地2	2,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、「公立大学法人島根県立大学と浜田市との連携協力に関する協定書」に基づき委託するものであるため
45	工務課	施設計装設備等点検業務	令和5年5月29日	小松電機産業株式会社 島根県松江市乃木福富町735-188	2,588,300	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	浜田市の水道監視制御設備は小松電機産業株式会社製WEB水神システムで運用している情報伝送・監視制御システムを使用しているため、本業務を行えるのは小松電機産業株式会社だけであるため。
46	健康医療対策課	浜田市家族介護者交流事業委託契約	令和5年5月31日	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 浜田市野原町859番地1 外1件	1,354,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、地域住民との関係性が強く、地域性や介護家族の情報を把握する者でなければ効果的に事業実施できず、その性質が競争入札に適さないため。
47	健康医療対策課	市民後見推進事業業務委託	令和5年5月31日	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 浜田市野原町859番地1	755,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市における市民後見人は、浜田市社会福祉協議会が実施する法人後見の担当支援員として活動する形式で実施している。現在、浜田市において法人後見を受任できる法人は浜田市社会福祉協議会のみであり、事業の性質が競争入札に適さないため。
48	学校教育課	令和5年度児童生徒危機対応訓練事業の委託	令和5年5月31日	浜田市校長会 浜田市原井町963-15	1,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	小中連携教育推進事業は、中学校区単位で事業計画を策定し、各学校の教育課程内で実施するものであり、浜田市内の小中学校で組織している浜田市校長会が最適な団体であるため。
49	工務課	インター配水池外流量計変換器更新工事	令和5年5月31日	株式会社 中国日立 島根支社 島根県松江市平成町182番地13	1,408,000	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	インター配水池配水流量計・新都川配水池坂本峠送水流量計及び流量計変換器は日立製で構成・運用されており、部品調達及び整備が実施でき、かつ島根県内にサービス拠点を有するのは、製造納入元の株中国日立島根支社のみであるため。